E—㉖—48033　福井セン イ有限会社
E—㉗—48035　ＫＥＮＫＥＮ株式会社
E—⑬—48023　株式会社徳屋
E—①—48026　アーリーユーズ株式会社
E—㉝—48029　株式会社住まいるシード
E—㊳—48034　槙　寛太
E—㉙—48038　寺尾　友児
E—⑭—48043　有限会社服部表具店
E—㊳—48045　中岡　友和
E—㊹—48047　株式会社Aqua Interior
E—㊻—48048　牧迫　幸男
E—㊻—48041　株式会社ＢＵＩＬＤ
E—㉚—48037　株式会社アーバンヒルズ建設
E—①—48039　前多　政雪
E—⑭—48006　株式会社侑大
E—①—48031　株式会社内装技研
E—①—48050　小野　隆臣
E—㉝—48052　合同会社平川内装
E—㉓—48017　伊藤　抄介
E—㉝—48051　株式会社ライフデコレーション
E—⑯—48055　原装飾株式会社
E—①—48049　株式会社ベストプランニング
E—㉚—48053　ナカイ装飾株式会社
E—㉚—48054　吉本　哲也
E—④—48064　株式会社快宅Ｒｅｆｏｒｍ
E—⑳—48066　株式会社美匠
E—㉗—48046　株式会社ＮＥＯ　ＣＲＥＡＴＩＯＮ
E—㊴—48061　株式会社シモムラ
E—①—48040　岡村　由行
E—①—48044　株式会社フォートライフ
E—㉓—48059　株式会社佐々木内装
E—①—48060　株式会社中野工業
E—⑳—48057　鳥居　正美
E—①—48068　髙橋　秀之
E—⑭—48065　株式会社日昇
E—㉓—48070　有限会社西川内装店
E—㉗—48036　東イン株式会社
E—㉗—48063　大鹿　剛幸
E—⑬—48042　三雄株式会社
E—⑫—48056　株式会社雄久建設
E—⑭—48058　合同会社Drooping eyes
E—⑭—48067　株式会社ｅｓ
E—③—48071　猫塚　智明
E—㊻—48077　義永　幸男
E—①—48075　中西　珠美
E—㉘—48081　株式会社テラダインテリア
E—㉘—48062　株式会社ライジング
E—㊵—48080　株式会社アールズクラフト
E—㊸—48083　株式会社トレーズ
E—㉓—48091　株式会社笹原内装
E—㊵—48079　藤原　建吾
E—㊵—48087　株式会社Free Life
F—⑬—1727　株式会社フォーユアアンビエントすけの
F—⑬—1728　株式会社アクタス
F—⑬—1729　江東　新
F—⑬—1730　株式会社Ones holding company
F—⑬—1732　ボンド商事株式会社
F—㉓—1733　豊通ファシリティーズ株式会社
FE—㉒—1726　有限会社新井塗装店
FE—⑬—1731　合同会社Tubeless Works

○法務省告示第九十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年五月二十六日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　見米　正
東京法務局所属　木下　雅博

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市内住字橋詰二五九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字三反田一七四の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三反田一七四の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂一〇一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字合ノ坂一〇一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字下道目木二六七五の一・二六七六の三、二六七六の五、二六七六の六、二六七六の八、二七二一の一、二七二二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下道目木二六七五の一・二六七六の三・二六七六の五・二六七六の六・二六七六の八・二七二一の一・二七二二の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎